

令和 7 年度事業計画書

(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで)

《基本方針》

生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）は、県民の生活に密着したサービスを提供しているが、個人や家族経営など経営基盤がぜい弱な事業者が多数を占め、景気の動向や消費者の嗜好の変化などの影響を受けやすいことから、生衛法に基づき、県生活衛生営業指導センターの相談指導業務等を通じて生衛業界の振興等への支援を図っている。

当指導センターでは、県内の生衛業の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的として、令和 7 年度において次の諸事業を実施する。

1 生活衛生営業対策事業

県内の生活衛生関係営業の経営の健全化を通じて、その衛生水準の向上、利用者又は消費者の利益の擁護を図るため、県補助金等を得て以下の事業を実施する。

なお、コロナウイルス感染症対策の一環として整備した会議や相談指導事業のオンライン体制は必要に応じて活用することとする。

(1) 相談指導事業

ア相談室運営事業

営業施設の新設、改善等に伴う関係法令上の手続き、資金の調達方法、経営上の相談等に応ずるとともに、消費者からの問い合わせ等にも適切な対応を図る。

イ巡回指導事業

経営指導員や経営特別相談員が必要に応じ、地域を巡回して営業に関する相談に対応するとともに、金融公庫の施設設備改善資金融資の活用など有利な資金計画の指導等を実施する。

(2) 生活衛生営業育成指導事業

ア経営問題セミナー・研修会事業

営業者・経営特別相談員・役員等を対象として、経営・衛生・税務等に関する生衛業関係者の知識向上を目指して講習会を開催する。

- ・経営問題セミナー
- ・経営特別相談員研修会

- ・経営特別相談員新規養成講習会

イ 日本政策金融公庫融資推薦事務

「一般貸付」融資申込に際し、山口県から委任された当センター理事長の「推せん書」の交付業務を行う。

(3) 情報化整備事業

全国生活衛生営業指導センターのネットワークシステムを運用し、電子メール及び文書管理等の事務処理体制の効率化に努めるとともに、本県指導センターが生衛業に関して収集した各種情報をホームページによって生衛業関係者や利用者又は消費者にタイムリーに提供する等、センターの重要な広報媒体として位置づけ一層の活用を図っていく。

(4) 後継者育成支援事業

中学、高校生を対象とした生衛業に関する出前授業、職場体験等のインターンシップ制度を導入し、雇用吸収力の高い生衛業の活性化を図るとともに、生衛業が直面している後継者難の課題の緩和を図る。

(5) 健康・福祉対策推進等事業

ア 衛生講習会・地域福祉サービス向上事業

生衛業の各業種の特徴を活かし、コロナウイルス等の感染症対策や衛生水準の維持向上のための衛生講習会、地域福祉の増進や高齢者向けサービスの向上等の個別の課題に対応した次に掲げる事業等を業種別に実施する。

- ・感染症拡大防止策の普及啓発等に係る衛生講習会
- ・消費者クリーニング見聞会
- ・社会福祉施設交流活動
- ・旅館ホテル、飲食業のサービス向上講習会

(6) 消費者等コールセンター事業

利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、各市町の消費生活センターとの連携を図り、苦情等適正に処理しサービスの質の向上に寄与するとともに、生衛業の振興を図る。

(7) 生衛業に関する情報紙の作成配布

広報誌「生衛やまぐち」の発行 2回／年

2 全国生活衛生営業指導センター特定業務

全国指導センターの事業計画に基づき、以下の事業を実施する。

(1) クリーニング師研修等事業

クリーニング業法に基づくクリーニング師研修及び業務従事者講習会を開催し、関係者の知識・技能の向上を目指す。（第13クール）

なお、受講者への利便性を図るため、実開催のクリーニング師研修会（1型）に加え、通信制（2型）のクリーニング師研修会、業務従事者講習会を実施し、受講促進を図る。

(2) 生衛業景気動向等調査・経営状況調査事業

ア 生衛業景気動向等調査

生衛業の設備投資及び景気動向と、日本政策金融公庫に対する資金需要を把握するため、年4回、経営指導員と経営特別相談員による調査を実施する。

（全国センターが調査受託（落札）した場合）

- ・調査対象：14業種、70施設

イ 生衛業経営状況調査

厚生労働省が、将来的な施策構築に必要とする基礎資料を得るために実施する全国調査の県内関係営業の実態を年4回調査する。

- ・調査対象：14業種、55施設

(3) 標準営業約款登録推進事業

「理容業」「美容業」「クリーニング業」「めん類飲食店」及び「一般飲食店」に係る標準営業約款の登録の促進と利用者への制度の周知を図る。

(4) 生衛業受動喫煙防止対策事業

健康増進法の一部改正により、生衛業等の受動喫煙防止設備改善のための助成手続きに対し、指導センターが支援する。

3 その他の事業

(1) 生活衛生同業組合の組織強化事業の支援

融資、経営相談、各種講習会・研修会等を活用して組合への加入を推奨するとともに、関係行政機関へ生衛組合に関する情報提供等組織強化について支援要請する。

(2) 振興計画に係る指導等

国の振興指針の改正に伴う関係組合の振興計画の変更認定、振興計画事業の

推進に関する指導等を行う。